

延滞金は年利14・6%！

税金は、納期限の翌日から延滞金がかかります。延滞金は、未納税額に対し、年利14・6%（※）で算出します。延滞金の利率は高く、単純に、1万円を1年間、滞納し続けると余分に千460円を支払うことになります。

納税の公平性を保つため、延滞金の免除は行いませんし、延滞金だけを滞納していても差押えなどの対象になります。

※納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間は年利4.3%。当該年利は、その年によって異なります。

債権管理条例を施行！

市では、債権を適正に管理するため、平成23年12月に「蒲郡市債権管理条例」を制定しました。これは、税金だけではなく保育料や水道料金なども含めた市の債権について、収入率を向上させるための取り組みです。

この条例の下、職員も、滞納者に対して毅然とした態度で事務の執行に当たっていきます。

滞納整理機構を知っていますか？

愛知県東三河地方税滞納整理機構は、平成23年4月に県と東三河の5市1町（平成24年7月より東栄町、豊根村が参加）が滞納整理を専門的に行うために設置した組織です。

滞納整理機構には、滞納金額が高額な場合や、催告に反応がなく納税意思がないと判断される場合など、市町村による徴収が困難な事案が移管されます。設置初年度は、市町合計で5億5千33万円の事案を機構に移管し、4億5千669万円が徴収（徴収率84・9%）されました。

愛知県・豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村



滞納に関するQ & A

Q 借金があるので納税できません。

A 法律により、税金はすべての債務に優先すると定められています。（地方税法第14条）

Q 個人の財産を勝手に調べるのは個人情報保護法に違反しているのでは？

A 国税徴収法第141条に基づき滞納者の財産すべてに対する調査権限が発生します。この権限により、調査を受けた金融機関などの関係機関は、協力しなくてはなりません。財産調査は、個人情報保護法に一切抵触しません。

Q 少額の滞納でも差押えをするのか？

A 金額の多少に関らず差押えを行います。延滞金だけの差押えも行っています。

Q 差押えの前に自宅訪問はしないのか？

A 差押えの前に自宅訪問して納税を催告することは原則として行いません。督促状を送付した日から10日経過しても完納されない場合は、差押えの対象となります。地方税法第331条では、「差し押さえなければならない」とされています。

《事情がある場合は相談を》

病気、失業、事業の廃止など、やむを得ない事由で一時的に税金を納期限内に納めることが困難な方については、納期限内に税務収納課収納担当までご相談ください。事情を聴き取った上で、徴収の猶予などを行うことができます。ただし、延滞金は、原則、免除されません。

なお、虚偽の申し出、納付計画を守らず不履行になった場合には、滞納処分を行います。